

# 日韓における若者の年金制度に関する評価 ～ジェンダーと寿命の延伸視点から～

駒村康平研究会 年金班  
浦元、岩崎、キム、真柳、吉澤

# 目次

1. 今日の社会経済状況と年金制度
  2. 日韓の制度比較
  3. アンケート調査
  4. 政策提言
-

# 1. 今日の社会経済情勢と 年金制度

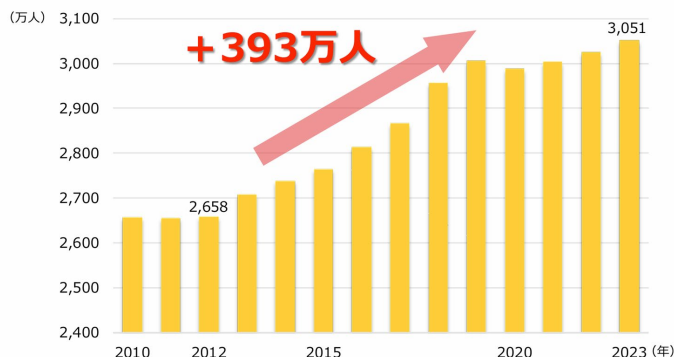
1. 女性の活躍と年金制度
  2. 日本の賃金ギャップ
  3. 男女賃金格差の国際比較
  4. 日韓雇用の概要
  5. 人生100年時代と年金制度
-

# 1-1. 女性の活躍と年金制度

## ○女性の社会進出

### 女性就業者の推移

女性就業者数は、11年間(2012年から2023年)で約393万人増加。



(備考) 1. 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。  
2. 2011年値は、総務省が補完的に推計した値。

## ○ジェンダーと年金

社会全体で女性の社会進出は進んでいる。

▶しかし、真の男女平等は程遠い。

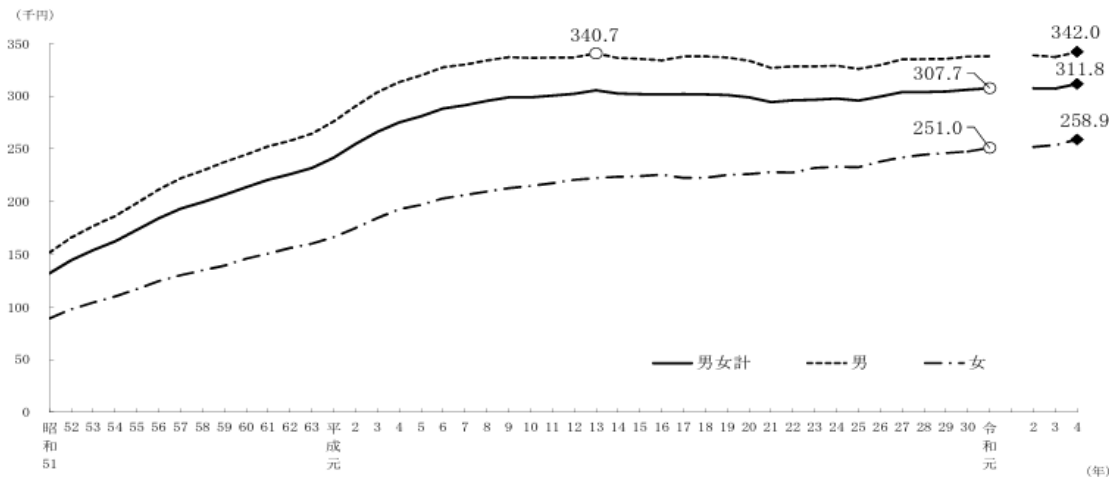
**アンコンシャス・バイアス**：無意識の偏見

年金制度にも、女性の社会進出を阻む制度がある。

▶3号被保険者制度

# 1-2. 日本の賃金ギャップ

○賃金の推移



注：平成30年以前は、調査対象産業「宿泊業、飲食サービス業」のうち「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外している。  
令和2年より有効回答率を考慮した推計方法に変更している。

線上の○印は令和元年以前における賃金のピークを、◆印は本概況での公表値を示す。

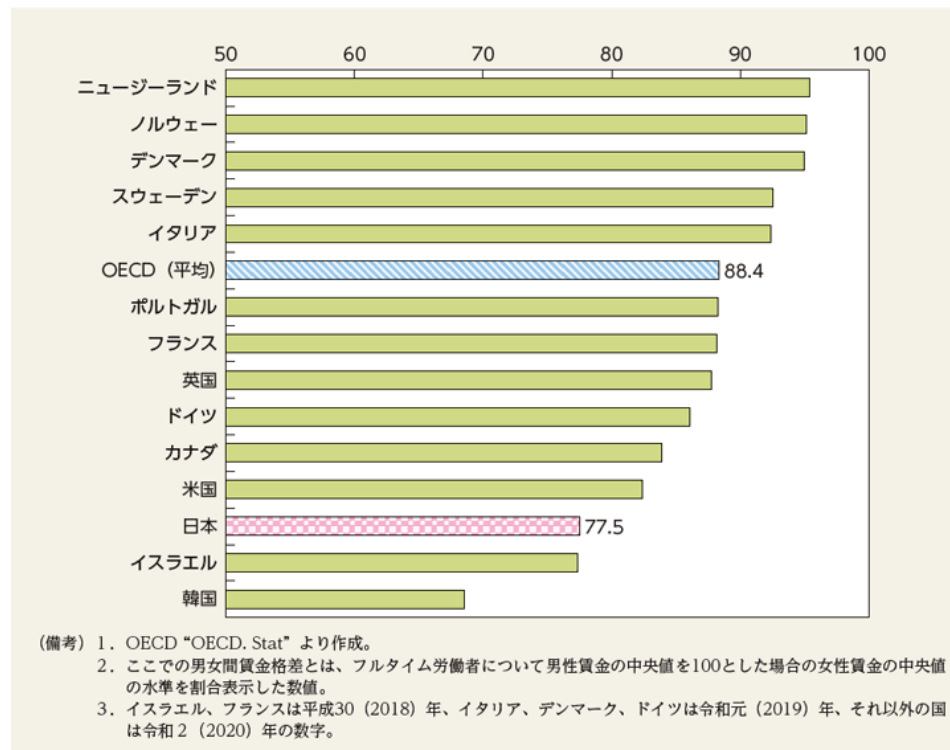
○男女賃金格差

年 <sup>1)</sup>	男女間賃金格差 (男=100)	対前年差 <sup>2)</sup> (ポイント)
平成 13 (2001) 年	65.3	-0.2
14 (2002)	66.5	1.2
15 (2003)	66.8	0.3
16 (2004)	67.6	0.8
17 (2005)	65.9	-1.7
18 (2006)	65.9	0.0
19 (2007)	66.9	1.0
20 (2008)	67.8	0.9
21 (2009)	69.8	2.0
22 (2010)	69.3	-0.5
23 (2011)	70.6	1.3
24 (2012)	70.9	0.3
25 (2013)	71.3	0.4
26 (2014)	72.2	0.9
27 (2015)	72.2	0.0
28 (2016)	73.0	0.8
29 (2017)	73.4	0.4
30 (2018)	73.3	-0.1
令和元 (2019)	74.3	1.0
※令和元 (2019) 年 <sup>2)</sup>	74.3	...
2 <sup>2)</sup> (2020)	74.3	0.0
3 (2021)	75.2	0.9
4 (2022)	75.7	0.5

# 1-3. 男女賃金格差の国際比較

日本：世界12位の男女賃金格差

韓国：世界14位の男女賃金格差



## 1-4. 日韓の雇用の概況

### ○日韓の女性の雇用

女性就業率(%)		
	日本	韓国
	70.6	61.4
女性の非正規率(%)		
	日本	韓国
	53.4	47.4

### ○日韓の男性の雇用

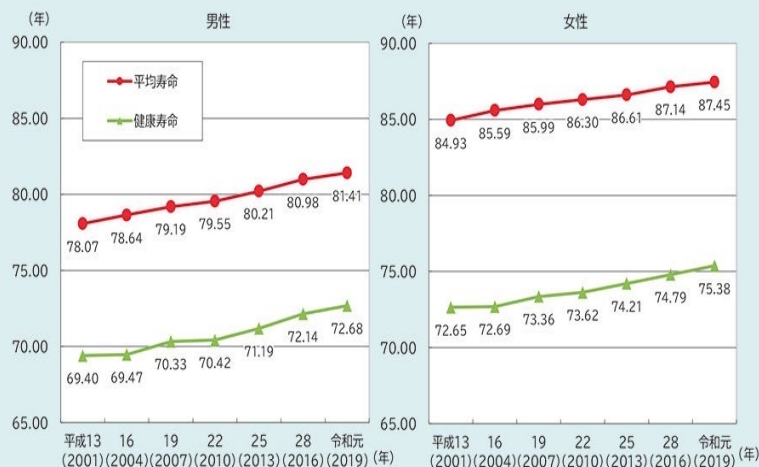
男性就業率 (%)		
	日本	韓国
	84.2	76.9
男性の非正規率 (%)		
	日本	韓国
	22.2	31

日本女性の非正規率と、  
韓国男性の非正規率の高さが目立つ

# 1-5. 人生100年時代と年金制度

## ○寿命の伸長

図1-2-2-2 健康寿命と平均寿命の推移



資料：平均寿命：平成13・16・19・25・28年・令和元年は、厚生労働省「簡易生命表」、平成22年は「完全生命表」  
健康寿命：厚生労働省「第16回健康日本21（第二次）推進専門委員会資料」

## ○少子高齢化と年金

国民年金：原則40年加入  
(60歳まで保険料支払い)

▶60歳で年金受給を開始することも可能で、年金制度の成立時から制度改定はなされていない。

▶年金財政の安定化には、1. 加入期間の長期化  
2. 給付の引き下げが求められる。  
そのため、45年加入は保険料を長期間支払うため、1に該当する。



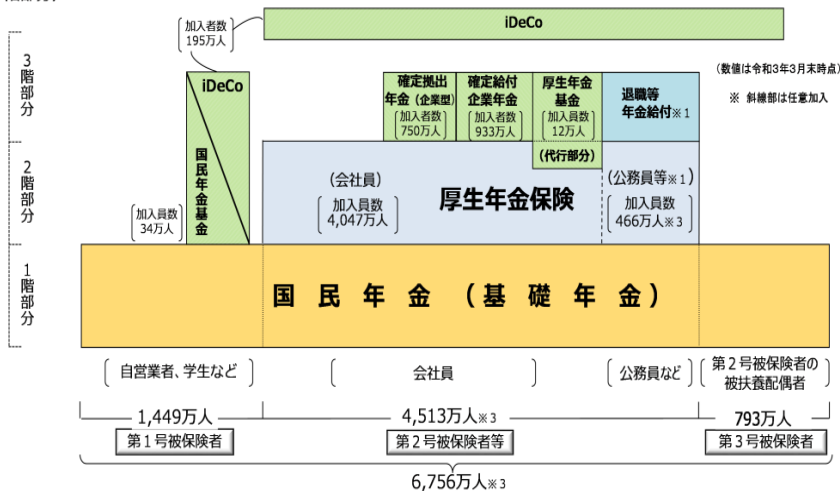
## 2. 日韓の年金制度比較

1. 日本の年金制度の仕組み
  2. 韓国の年金制度の仕組み
  3. 両国の年金制度比較
  4. 両国における女性優遇制度
  5. 仮説
-

# 2-1. 日本の年金制度の仕組み

## 年金制度の仕組み

- 現役世代は**全て国民年金の被保険者**となり、高齢期となれば、**基礎年金**の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、**厚生年金保険**に加入し、**基礎年金の上乗せ**として**報酬比例年金**の給付を受ける。(2階部分)
- また、希望する者は、iDeCo(個人型確定拠出年金)等の**私的年金**に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。(3階部分)



・「国民皆年金」という特徴を持っており、20歳以上の人々が加入する国民年金と、会社員や公務員等が加入する厚生年金による「3階建て」をベースとして、企業年金や個人年金などを含めた「3階建て」の構造。

・支給開始年齢は65歳。

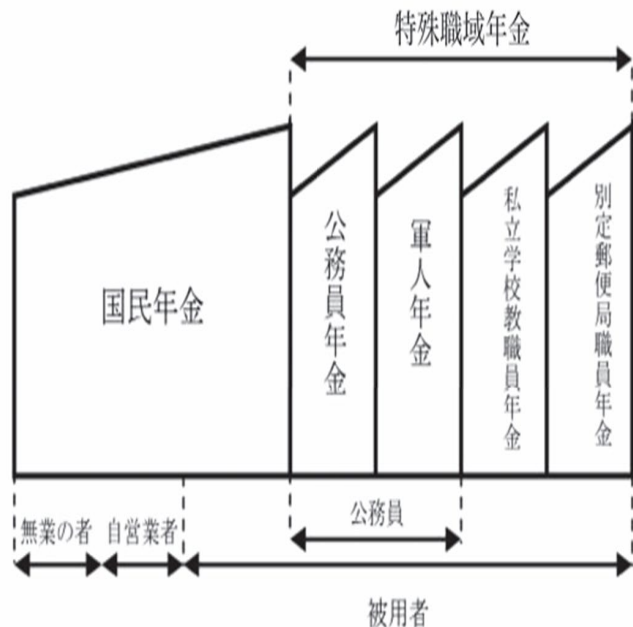
・老齢基礎年金 =  $64,816円 \times 保険料納付月数 / 480$

※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※3 公務員等、第2号被保険者等及び公的年金全体の数は速報値である。

## 2-2. 韓国の年金制度の仕組み



- ・ 公的年金制度は、一般被用者や自営業者を対象とした国民年金と、特定の職業への従事者を対象とした特殊職域年金がある。国民年金は1階建てであるが、その中に均等部分と所得比例部分を持つ制度となっている。

- ・ 支給開始年齢は63歳

※2013年から5年毎に1歳引き上げ、2033年に65歳になる。

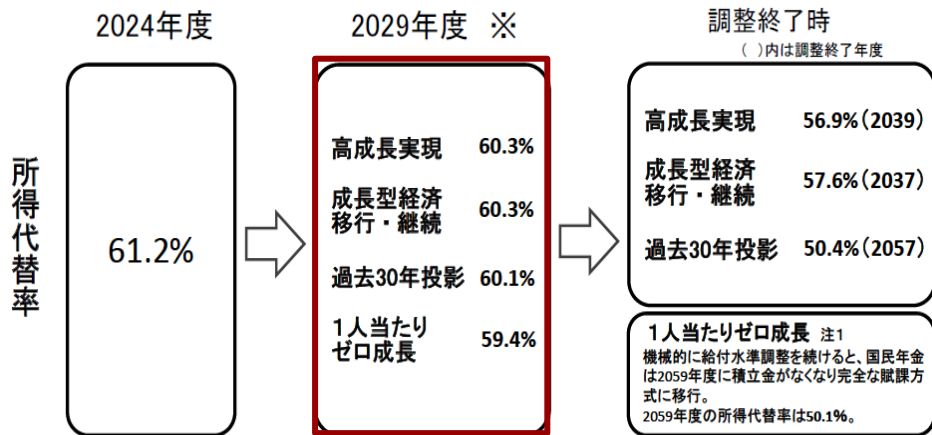
- ・ 基本年金額 =  $1.2 \times [\text{全加入者の過去3年間の平均所得月額 (A値)}] + 0.5 \times [\text{個人の平均所得月額 (B値)}] \times \text{加入期間 (年数)}$  ※A値に乘じる係数は、2028年以降は1.2で固定される予定

## 2-3. 年金制度の比較（所得代替率）

### ▶日本

#### 令和6（2024）年財政検証結果の概略

－ 5年後（2029年度）及び調整終了後の所得代替率 －



※ 平成16年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2029年度の所得代替率の見通しは60.3%～59.4%となっている。

注1: 1人当たりゼロ成長ケースにおいて、完全な賦課方式に移行後、保険料と国庫負担で賄うことのできる給付水準は、所得代替率37%～33%程度。  
注2: 試算における人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位、入国超過数16.4万人）。

### ▶韓国

【図表-1】4大公的年金制度の概要

区分	導入年度	保険料	受給資格期間	所得代替率	加入者数(千人)	受給者数(千人)	基金管理
国民年金	1988	9% 職場:労使折半、地域:全額本人負担(農漁村地域は政府補助金あり)	20年	2008年50% (40年)→ 2028年40%	18,335	2534(13.8)	国民年金管理公団
公務員年金	1960	17%(個人:8.5%、国:8.5%)	20年	76%(33年)	1,030	279(27.2)	公務員年金管理公団
私立学校教職員年金	1975	教員:12.6%(個人6.3%、法人3.705%、国2.595%)、職員:12.6%(個人6.3%、法人6.3%)	20年	76%(33年)	257	31.3(12.2)	私立学校教職員年金管理公団
軍人年金	1963	17%(個人:8.5%、国:8.5%)	20年	50%(20年)、 76%(33年)	167	67(0.40)	国防部長官

(注1) 国民年金や公務員年金、私立学校教職員年金の加入者や受給者数基準：2008年末

(注2) 軍人年金加入者や受給者数基準：2006年末

(注3) 私立学校教職員年金の保険料率基準：2010年度

(資料) 国民年金管理公団 (2010) 『国民年金統計年報2009』、保険未来フォーラム (2010) 『年金の進化と未来』 から作成

## 2-3. 年金制度の比較（保険料）

### ▶日本

[図表-1] 4大公的年金制度の概要

区分	導入年度	保険料	受給資格期間	所得代替率	加入者数(千人)	受給者数(千人)	基金管理
国民年金	1988	9% 職場:労折折半、地域:全額本人負担(農漁村地域は政府補助金あり)	20年	2008年50%(40年)→2028年40%	18,335	2534(13.8)	国民年金管理公団
公務員年金	1960	17%(個人:8.5%、国:8.5%)	20年	76%(33年)	1,030	279(27.2)	公務員年金管理公団
私立学校教職員年金	1975	教員:12.6%(個人6.3%、法人3.705%、国2.595%)、職員:12.6%(個人6.3%、法人6.3%)	20年	76%(33年)	257	31.3(12.2)	私立学校教職員年金管理公団
軍人年金	1963	17%(個人:8.5%、国:8.5%)	20年	50%(20年)、76%(33年)	167	67(0.40)	国防部長官

(注1) 国民年金や公務員年金、私立学校教職員年金の加入者や受給者数基準：2008年末

(注2) 軍人年金加入者や受給者数基準：2006年末

(注3) 私立学校教職員年金の保険料率基準：2010年度

(資料) 国民年金管理公団 (2010)『国民年金統計年報2009』、保険未来フォーラム (2010)『年金の進化と未来』から作成

### ▶韓国

	国民年金	厚生年金	保険料 (2022年4月時点)
自営業者、学生など (20歳以上60歳未満で下記以外の人)	第1号被保険者	-	16,590円(月額)
適用事業所に使用される会社員など(70歳未満)	第2号被保険者	厚生年金被保険者	月収の18.3% (労使折半。本人負担は9.15%)
国家公務員(70歳未満) 地方公務員(70歳未満)			月収の15.681% (労使折半。本人負担は7.8405%)
私立学校教職員(70歳未満)			保険料負担はない (配偶者が加入する厚生年金が負担)
被用者配偶者	第3号被保険者	-	

## 2-3. 年金制度の比較（給付調整）

2024年8月、韓国の尹錫悦大統領は公的年金制度の改革を表明し、「自動調整装置」の導入に言及した。

問題点：制度内の財政収支の不均衡による将来の年金財政の不安定性が非常に深刻であり、国民年金に対する市民の信頼も低い。このような状況で自動調整装置が導入されると、将来的な給付削減への不安がさらに高まる可能性がある。

自動調整装置（マクロ経済スライド）	
従来	検討
毎年、消費者物価変動率によって年金額調整	加入者数と期待寿命変化を反映して年金引上額調整 一前年度年金額より高くなるよう設計、引上率の下限0.31%
年金額引上率 = 消費者物価変動率 - (3年平均加入者増減率 + 期待寿命増加率)	

### ○マクロ経済スライド（日本）の問題点

国民年金と厚生年金の財政状況が異なるため基礎年金と報酬比例の調整終了年度が異なり、厚生年金の所得再分配機能が低下する恐れがある

今回の改正法における年金額の計算式（マクロ経済スライド適用時）

#### ○基礎年金

$$780,900\text{円 (平成16年度額)} \times \text{改定率} \times \frac{\text{保険料納付月数}}{480\text{月 (40年)}}$$

#### ○厚生年金（報酬比例部分）

$$\text{平均標準報酬額} \times 5.481/1000 \times \text{被保険者期間の月数}$$

〔平均標準報酬額：過去の賃金（ボーナス込み）に **再評価率** を乗じて現在価値に置き換える〕

#### 改定率・再評価率

（年金を初めてもらうとき）

$$\text{前年度改定率 (再評価率)} \times \text{賃金上昇率 (3年平均)} \times \text{調整率}^*$$

（年金をもらっている人）

$$\text{前年度改定率 (再評価率)} \times \text{物価変動率} \times \text{調整率}^*$$

$$\begin{aligned} \text{調整率} &= \text{公的年金被保険者数の減少率 (3年平均)} \\ &\quad \times \text{平均余命の延びを勘案した一定率 (0.997)} \end{aligned}$$

## 2-3. 年金制度の比較（積立金）

### ▶日本

厚生年金と国民年金を合わせた積立金残高は2019年時「221兆円」→2024年時「291兆円」という推移をし、2023年には積立金を活用しなくても給付費を賄える状況に転換した。100年の見通しで積立金を運用しているため、積立金を使いつくすことへの心配は現状ない。

### ▶韓国

韓国の国民年金財政計算によると、国民年金の積立金は現在の制度設計と保険料率が維持される場合、2041年に赤字に変わり、2055年に完全に枯渇すると予測されている。

## 2-4. 両国における女性優遇制度

### ▶日本

#### ・3号制度

厚生年金に加入している第二号被保険者に扶養されている配偶者で、特に年収が130万円未満の方が3号に分類される。3号の方は保険料を支払わなくても、基礎年金が受け取れる。2号に属している方が3号の保険料を肩代わりしている。

### ▶韓国

#### ・婦女子制度

所得税の計算時に女性納税者が受けられる特別な控除制度の一つ。この控除は、特に女性納税者が家計や扶養の責任を負う際に支援する目的で設けられており、所得税の負担を軽減するための制度。



## 2-4. 両国における女性優遇制度

表1 男女別公的年金被保険者数

(令和4年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)			国民年金 第3号 被保険者
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
			総数	6,744	1,405	
男子	3,520	741	2,767	2,498	269	12
女子	3,224	664	1,851	1,659	192	709

注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

出典：厚生労働省年金局（2024）

### ▶三号被保険者の分布

【総数】：721万人

【内訳】：男性12万人 女性709万人

➡約98%の加入者が女性

## 2-5. 仮説

### ▶日本

3号制度は男女ともに利用できる制度であるにも関わらず、利用者の98%は女性である。さらに、結婚後に名乗る姓は自由であるはずなのに、94%の女性が夫の苗字を使う。あらゆる制度は**ジェンダーフリー**なはずなのに、性別が偏っている。

### ▶韓国

婦女子制度のような「女性」しか使えない制度や、絶対的夫婦別姓、徴兵においても男性のみなど、性別という観点における選択肢がない。これらの理由により、韓国には**強力なジェンダーギャップ**が存在すると仮定した。


⇒何が（ジェンダーに対する意識や経済状況、賃金格差）年金制度に影響を与えるのかを検証するため同じ儒教文化を共有する日本と韓国で比較することが重要だと考えた。

# 3. アンケート調査

1. 調査概要
2. 調査結果
3. 考察

---

## 3-1. アンケート概要

- ▶ 調査方法：Googleフォーム
  - ▶ 対象者：
    - 日本人（男性114名 女性98名）
    - 韓国人（男性29名、女性63名）
  - ▶ 調査内容
    - 1) 基本属性
    - 2) ライフプラン
    - 3) ジェンダー観
    - 4) 年金制度に関する評価
- 

## 3-1-1. 基本属性に関する設問

### ○設問内容

設問	
1	年齢
2	性別
3	職業
4	学部
5	現在の年収

### ▶結果概要

【日本】

【韓国】

男性 22.20歳

男性 32.00歳

女性 22.89歳

女性 25.86歳

⇒両国ともボリューム層は20代～30代

・ 基本属性の設問については

クロス集計の項目として使用

## 3-1-2. ライフプランに関する設問

	設問
	<b>男女共通</b>
1	結婚希望について
2	希望初婚年齢
3	希望子ども数
4	希望する第一子出産年齢
5	相手に30歳時いくらの年収を求めるか
6	何歳に仕事を辞めたいか
7	自身は何歳まで生きると思うか
	<b>男性のみ</b>
8	定年までの就業を考えているか
9	ライフイベント後（結婚・出産）の奥さんの就業継続について
	<b>女性のみ</b>
10	ライフイベント前後の就業意思について
11	ライフイベント後の就業形態について
12	産後の復帰時の希望年収

▶現時点で個々人が考えるライフプランについて

### 【男女共通質問】

日韓比較に加え、国の統計データとの比較に利用

### 【性別ごとの設問】

日韓比較とそれぞれの国における女性の社会進出に関する考えを分析

### 3-1-3. ジェンダーに関する設問

	質問
1	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方をどう思うか
2	家事・育児は女性がすべきだ
3	男性が洗濯物をするのはみっともない
4	家を継ぐのは男性であるべきだ
5	男性は結婚して家庭を持って一人前だ
6	女性は結婚によって、経済的に安定を得るほうが良い
7	結婚したら姓を変えるのは女性であるべきだ
8	男性は仕事をして家庭を支えるべきだ
9	共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ
10	共働きで子供の具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ
11	学級委員や生徒会長は男子が、副会長は女子のほうが向いている
12	女性に理系の進路（学校・職業）は向いていない
13	男性であればいい大学を出て出世を目指すべきだ
14	PTAには女性が参加すべきだ
15	親戚や地域の会で食事の準備・配膳をするのは女性の役割だ
16	自治会や町内会の重要な役割は男性が担うべきだ
17	実の親、義理の親にかかわらず、親の介護は女性がすべきだ
18	デートや食事のお金は男性が負担すべきだ

#### ▶ 18のアンコンシャス・バイアスを含んだ質問

「そう思う」 = 4点

「どちらかといえばそう思う」 = 3点

「どちらかといえばそう思わない」 = 2点

「そう思わない」 = 1点

高得点⇒ジェンダーバイアスが強い傾向

低得点⇒ジェンダーバイアスが弱い傾向





## 3-2. 調査結果

### ○結婚希望について

日本の結婚希望者割合は全国調査と比較して男性は**12.45%の上昇**、女性は**8.54%の上昇**が見られる。

対して韓国の結婚希望者割合は全国調査と比較して男性は**13.38%の低下**、女性は**6.93%の低下**が見られる。

結婚希望 (%)		
	日本男性	日本女性
本調査	97.85	94.74
全国	85.4	86.2
	韓国男性	韓国女子
本調査	58.62	41.27
全国	72	48.2

\*日本の全国調査：国立社会保障・人口問題研究所。  
(2022). 『第16回出生動向基本調査 報告書（全体編）』。  
より引用

## 3-2. 調査結果

### ○初婚希望年齢について

日本の初婚希望年齢は全国調査と比較して男性は0.38歳の若化、女性は0.04歳の若化が見られる。

対して韓国の結婚希望者は全国調査と比較して男性は1.27歳の若化、女性は0.11歳の若化が見られる。

韓国男性の1.27歳若化により、本調査対象の結婚意識上昇はみてとれるが、絶対的に日本人の方が早く結婚を望んでいると読み取れる。

初婚希望年齢 (歳)			
	日本男性	日本女性	
本調査	28.02	26.86	
全国	28.4	26.9	
	韓国男性	韓国女性	
本調査	31.43	30.19	
全国	32.7	30.3	

\*全国調査：国立社会保障・人口問題研究所. (2022).  
『第16回出生動向基本調査 報告書（全体編）』より引用

## 3-2. 調査結果

### ○希望子ども数

日本の希望こども数は全国調査と比較して男性は0.1人の低下、女性は0.29人の低下が見られる。

対して韓国の希望こども数は全国調査と比較して男性は0.2人の増加、女性は0.22人の低下が見られる。

日本の男女における希望子供数の乖離が0.15に対して韓国の男女における希望子供数の乖離が0.62ある。

希望子ども数 (人)			
	日本男性	日本女性	
本調査	1.75	1.6	
全国	1.85	1.89	
	韓国男性	韓国女性	
本調査	1.83	1.21	
全国	1.63	1.43	

\*全国調査：国立社会保障・人口問題研究所. (2022). 『第16回出生動向基本調査 報告書（全体編）』. より引用

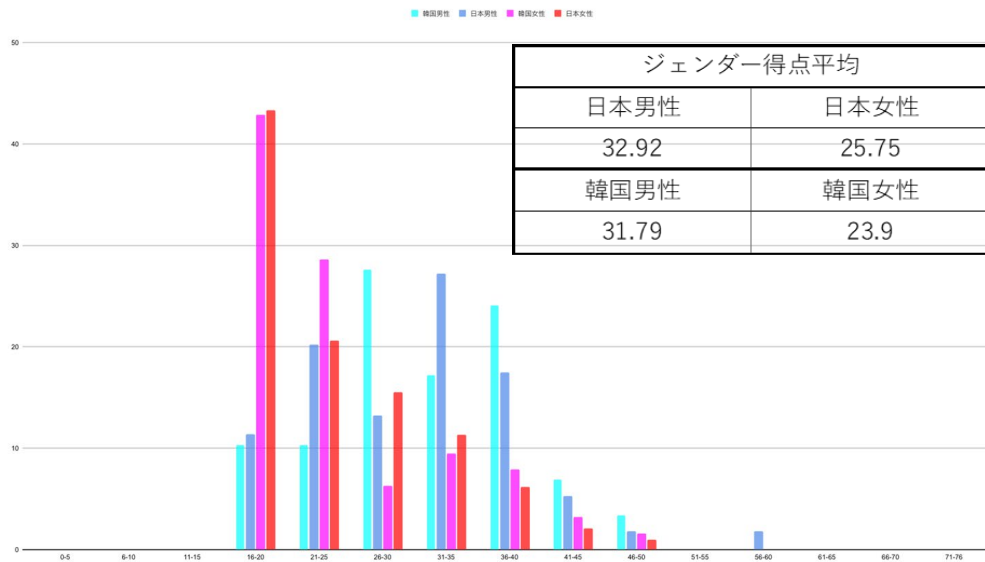
## 3-2. 調査結果

### ○ジェンダー観の比較

▶※ジェンダー得点は男性の方が高い傾向

▶ジェンダー観と3号制度の支持に相関は出なかった

ジェンダーポイントの割合分布



※グラフは本アンケートにおいてジェンダー観を図る質問について、

a) そう思う=4点、b) どちらかといえばそう思う=3点、c) どちらかといえばそう思わない=2点、d) そう思わない=1点と点数化したもの

▶点数が高いほどジェンダーギャップをもち、反対に低いほどジェンダー平等意識があるとする。

## 3-2. 調査結果

三号制度について (%)			
	日本男性	日本女性	
継続	50.88	40.82	
廃止	22.81	21.43	
わからない	24.56	36.73	

婦女子控除について (%)			
	韓国男性	韓国女性	
継続	48.3	47.6	
廃止	6.9	6.3	
わからない	44.8	46	

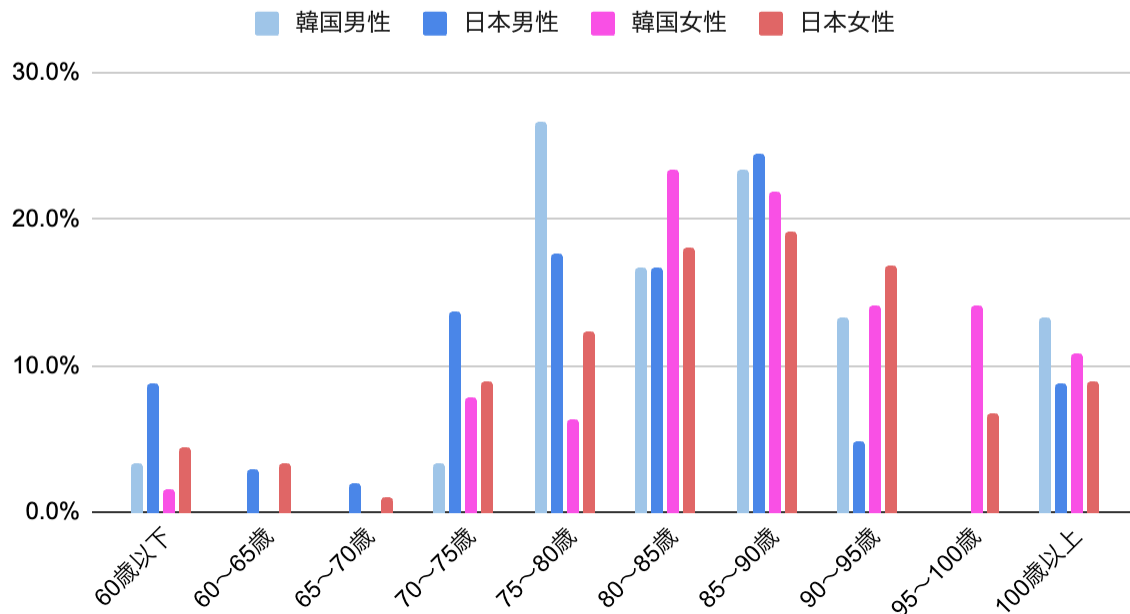
### ▶女性優遇制度について

・日韓共通して、これらの制度を「継続すべき」だとした回答が高い割合となった。

・また韓国については「わからない」と回答した割合が半数近くになっている。

## 3-2. 調査結果

何歳まで生きたいと思いますか？



## 3-2. 調査結果

### ○寿命の伸長

▶ 日本では45年加入の賛成が半数を超えた

▶ 45年加入への可否と希望退職年齢には相関関係が見られなかった

#### a) 平均寿命の情報開示前

	日本人男性	日本人女性	韓国人男性	韓国人女性
賛成	57%	57.7%	27.6%	25.4%
反対	31.6%	16.5%	31.0%	36.5%
わからない	11.4%	25.8%	41.4%	38.1%

#### b) 平均寿命の情報開示後

	日本人男性	日本人女性	韓国人男性	韓国人女性
賛成	53.5%	58.8%	31.0%	31.7%
反対	31.6%	18.6%	37.9%	27.0%
わからない	14.9%	22.7%	31.0%	41.3%

※「健康寿命・平均寿命が延びている中で、国民年金保険料を現在の20歳から60歳までの40年間支払うことから、65歳になるまで45年間払うことに、その分だけ年金額を増やすことをどう考えるか。」に対して、「賛成」、「反対」、「わからない」と回答した割合を表にまとめた。

## 3-3. 考察

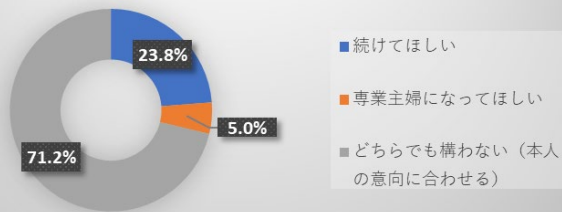
### ○女性優遇制度

ジェンダー観と3号制度の支持に相関が見られなかったのは、女性のキャリア志向・社会進出に対して理解が進んでいるなかで、現行の3号制度を廃止するメリットや必要性を見出せなかったためと考えられる。

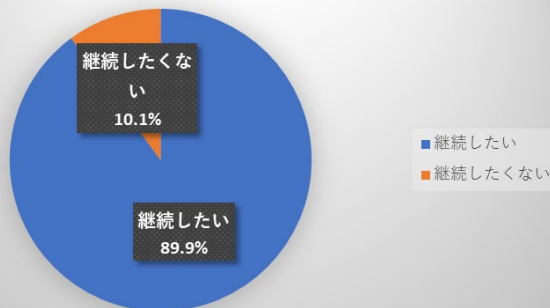
三号制度について (%)

	日本男性	日本女性	
継続	50.88	40.82	
廃止	22.81	21.43	
わからない	24.56	36.73	

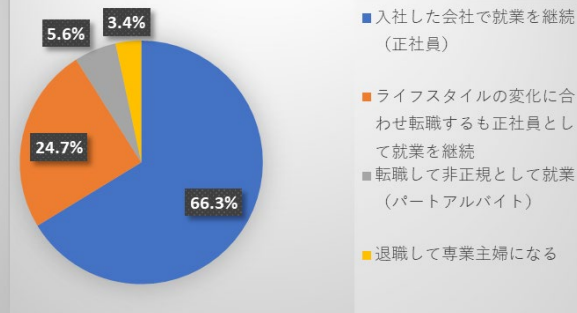
### 男性の考えるライフイベント後の妻の就業



### ライフイベントの経過に関わらず就業継続を望むか



### ライフイベント経過後の就業形態





## 3-3. 考察

### ○ 45年加入賛否の要因

#### ▶日本

100年間の年金財政が確保されている。  
マクロ経済スライドの導入や年金の  
「三階建て」構造で、厚生年金被用者  
以外にも基礎的な年金を保障する仕組みが整っている。

⇒長く払ってもいい

#### ▶韓国

2055年には積立金が完全に枯渇すると  
予測されており、「支払っても将来の  
給付が保証されないのでは」という懸  
念、低い所得代替率で若者を中心に**不  
信感が根強い。**

⇒できれば払いたくない

# 4. 政策提言

1. 韓国の事例から見る日本
  2. ジェンダー平等によって得られるもの
  3. 統計的差別によるジェンダーギャップ・ジェンダーバイアスの再生産
  4. 私たちの主張
-

## 4-1. 韓国の事例から見る日本

### ○ 45年加入賛否の要因

#### ▶日本

100年間の年金財政が確保されている。  
マクロ経済スライドの導入や年金の  
「三階建て」構造で、厚生年金被用者  
以外にも基礎的な年金を保障する仕組みが整っている。

⇒長く払ってもいい

#### ▶韓国

2055年には積立金が完全に枯渇すると  
予測されており、「支払っても将来の  
給付が保証されないのでは」という懸  
念、低い所得代替率で若者を中心に**不  
信感が根強い。**

⇒できれば払いたくない

## 4-1. 韓国の事例から見る日本

韓国の年金制度は若者を中心に不信感が根強く、制度への信頼を取り戻すために「\*年金特委公論化委員会」を設置し、国民の意向を調査している。

韓国の公的年金制度改革について、国民年金と特殊職域年金の統合や自動調整装置の導入の改革案も提案されている。

⇒日本においても、国民の年金制度への理解を深め、様々な年代から意見を得るために、韓国の事例に習うべき。

\*年金特委公論化委員会：

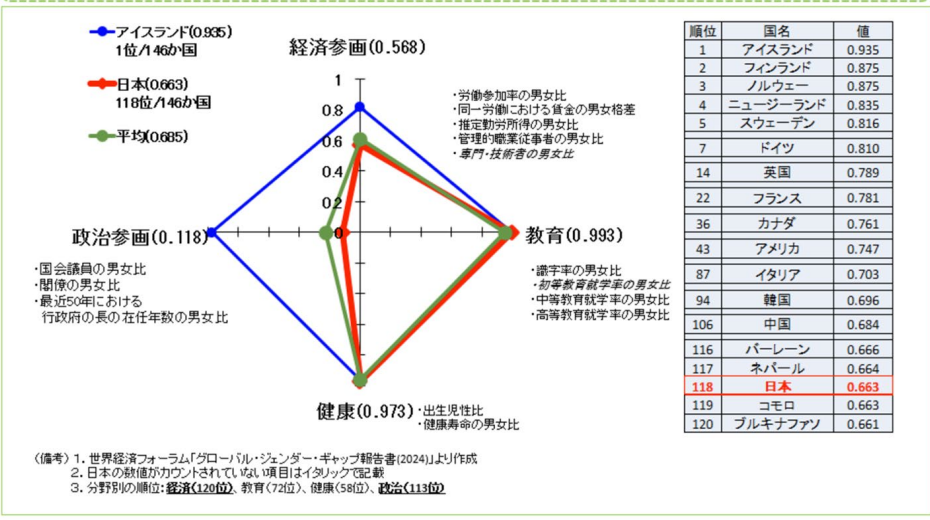
属性を問わず市民代表団500人を集め、年金の知識を学ばせ、年金改革の方向性を決める委員会

# 4-2. ジェンダー平等によって得られるもの

日本の順位：118位/146か国 (2024.6.12発表)

## ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2024年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、0が完全不平等、1が完全平等となり、1に近いほど順位が高いとされている。
- ・日本は146か国中118位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。



日本のGGI（ジェンダーギャップ指数）では、「経済参画」と「政治参画」の面で遅れを取っている。

両者を改善することで

- 1：経済発展
- 2：企業の活性化
- 3：社会構造の改革

をもたらすことが出来る。

## 4-2. ジェンダー平等によって得られるもの

	ジェンダー・ギャップ指数	世界競争力	
ジェンダー・ギャップ指数 トップ5	アイスランド	1位	16位
	ノルウェー	2位	14位
	フィンランド	3位	11位
	ニュージーランド	4位	31位
	スウェーデン	5位	8位
G7 (先進7カ国)	ドイツ	6位	22位
	フランス	40位	33位
	英国	15位	29位
	カナダ	30位	15位
	米国	43位	9位
	イタリア	79位	41位
	日本	125位	35位

### ○経済発展

ジェンダー・ギャップ指数ランキング上位の国は、比較的競争力が強い傾向が確認できる。

現在、日本の国際競争力は35位（2023）なので、これを改善することで、GDPを押し上げる一助になる可能性がある。

## 4-2. ジェンダー平等によって得られるもの



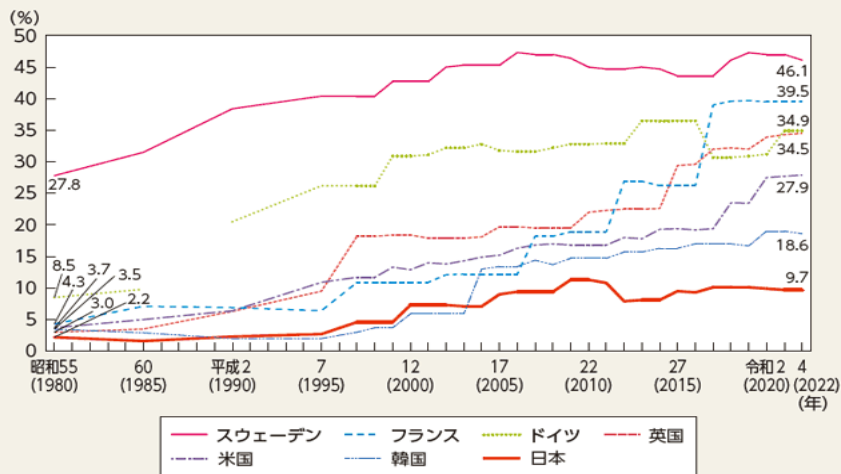
### ○企業の活性化

ESG投資においても、企業における女性活躍推進の取り組みは高く機関投資家から評価されている。また、「なでしこ銘柄」の営業利益率は、東証一部平均の6.7%に対して9.3%と高く、配当利回りでは、東証一部平均の1.8%に対して4.6%と、「女性活躍」が投資家から重要な判断材料となっている。女性活躍を推進することで株価が上昇し、企業の競争力を上げ、経済成長に重要な役割を果たす。

## 4-2. ジェンダー平等によって得られるもの

1-3図 諸外国の国会議員に占める女性の割合の推移

- 諸外国の国会議員に占める女性の割合は、この30年で大幅に上昇。
- 日本の国会議員（衆議院議員）に占める女性の割合は9.7%であり、国際的に見ても非常に低い水準となっている。



- (備考) 1. IPU資料 (Monthly ranking of women in national parliaments) より作成。調査対象国は令和4 (2022) 年3月現在189か国。昭和55 (1980) 年から平成7 (1995) 年までは5年ごと、平成9 (1997) 年以降は毎年  
の数字。各年12月現在 (平成10 (1998) 年は8月現在、令和4 (2022) 年は3月現在)。  
2. 下院又は一院制議会における女性議員割合 (日本は衆議院における女性議員割合)。  
3. ドイツは昭和60 (1985) 年までは、西ドイツの数字。

### ○社会構造の改革

女性の政治参画が進むことで、女性に配慮ある政策づくりが行われる。

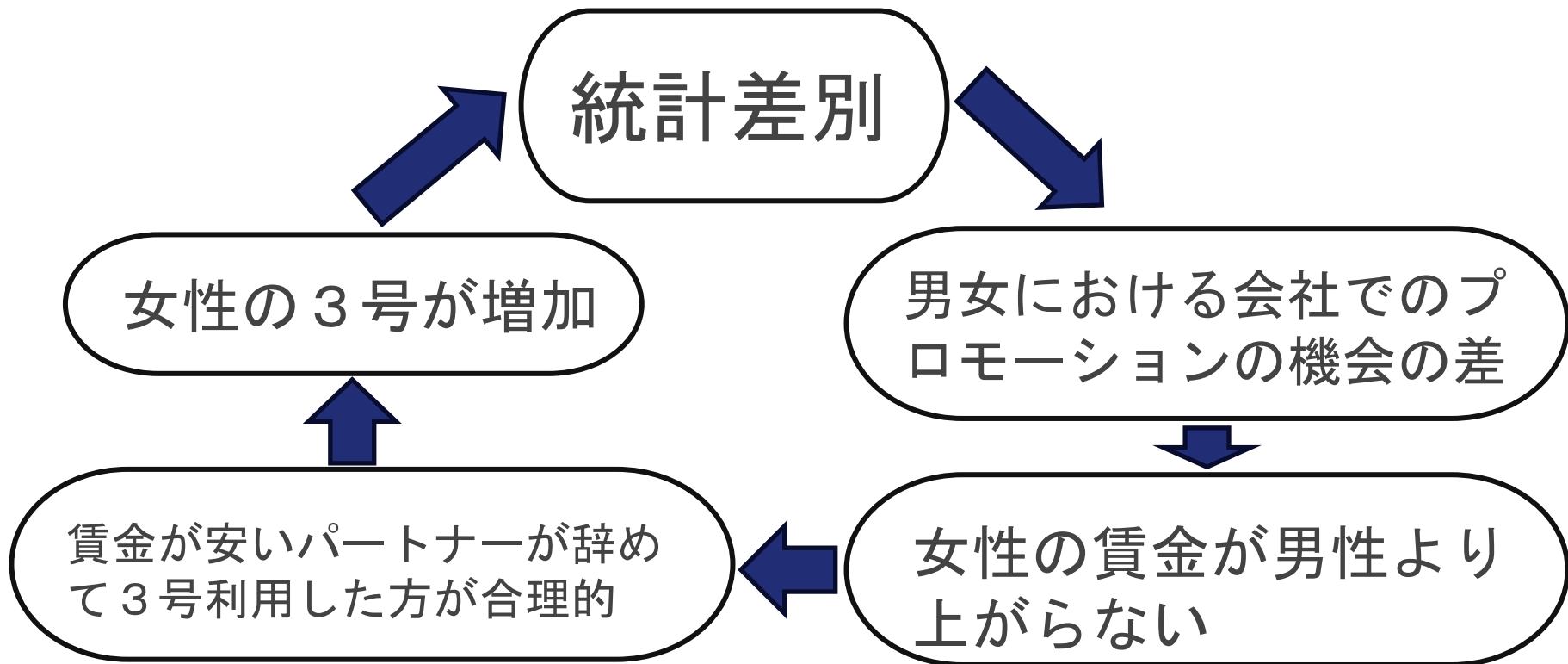
私たちは、女性が出産などにより仕事を辞めなくて済むような社会を目指しているため、現在の家長制が根強く残る社会では目標の実現は難しい。

そのため、**女性の政治参画**こそが、目標達成への一歩となる。



## 4-3. 統計的差別によるジェンダーギャップ

### ジェンダーバイアスの再生産



## 4-4. 私たちの主張

3号制度はジェンダーバイアス（価値観）とジェンダーギャップ（賃金格差）の再生産を誘引している。

→女性が仕事を辞める誘因を無くすべきなのではないのか。

⇒**3号制度を廃止すべき。**

韓国の年金特委公論化委員会のように国民に対して属性不問かつ大規模に年金を考えさせる機会を作ることが必要である。

# 参考文献

- ・内閣府男女共同参画局, 2022, 「男女共同参画白書」, (<https://www.mhlw.go.jp/content/12601000/001078052.pdf>, 2024年11月27日 取得)
- ・内閣府, 2023, 「令和5年版高齢社会白書」, ([https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/05pdf\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/05pdf_index.html), 2024年11月27日 取得)
- ・厚生労働省, 2021, 「年金制度の仕組みと考え方」, (<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000955289.pdf>, 2024年11月27日 取得)
- ・男女共同参画局, 2024, 「GGI ジェンダー・ギャップ指数」, ([https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shihyo/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shihyo/index.html), 2024年11月27日 取得)
- ・経済産業省, 2024, 「令和4年度「なでしこ銘柄」レポート」, (<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/R4nadeshikoreport.pdf>, 2024年11月27日 取得)
- ・厚生労働省年金局, 2022, 「令和4年度 厚生年金保険・国民年金事業の概況」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001233406.pdf>, 2024年11月27日 取得)
- ・金明中, 2010, 「韓国における年金制度と最近の動向」. (ニッセイ基礎研究所)
- ・厚生労働省, 2024, 「令和6(2024)年財政検証結果の概要」 (<https://www.mhlw.go.jp/content/001270476.pdf>, 2024年11月27日 取得)
- ・東及び東南アジア地域にみる社会保障施策の概要と最近の動向 (韓国) <https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/21/dl/t2-02.pdf>, 2024年11月27日 取得)
- ・厚生労働省, 2022, 「令和4年賃金構造基本統計調査 結果の概況」 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2022/>, 2024年11月27日 取得)
- ・国立社会保障・人口問題研究所. (2022). 「第16回出生動向基本調査 報告書 (全体編)」 ([https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16\\_ReportALL.pdf](https://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou16/JNFS16_ReportALL.pdf), 2024年11月27日 取得)